

日本私立大学連名「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況について

本学は、自主性・自律性を最大限発揮しながら、ステークホルダーへの積極的な説明責任を果たすとともに、経営方針や経営姿勢を自主的に点検し、本学の健全な成長と発展に繋げるための行動規範となるガバナンス・コードとして、一般社団法人日本私立大学連盟による「私立大学ガバナンス・コード」を採用しています。

ガバナンス・コードにおいて具体的な行動を定めている「実施項目」の2022年度における実施状況を点検した結果は、下記のとおりとなっています。

※（ ）内は2021年度の点検結果

実施状況	1. 自律性の確保	2. 公共性の確保	3. 信頼性・透明性の確保	4. 継続性の確保	合計
○：実施している、概ね実施している	13 (12)	14 (13)	34 (34)	25 (23)	86 (82)
△：十分でない点がある	0 (1)	0 (1)	1 (1)	2 (4)	3 (7)
×：実施していない	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	13	14	35	27	89

(1) 「○：実施している、概ね実施している」という点検結果が約97%（2021年度は約92%）と大部分ですが、基本原則の3.信頼性・透明性の確保で1項目、4.継続性の確保で2項目が「△：十分でない点がある」という結果となりました。

(2) 「△：十分でない点がある」実施項目としては、以下の内容が挙げられます。

「3. 信頼性・透明性の確保」

*監事監査マニュアル、監事監査チェックリストの策定（3-1-1-②）

ガイドラインを参考に監事監査報告を作成し、中間・期末の年2回報告を行っています。監事監査マニュアルや監事監査チェックリストについては、2022年度中に着手し、2023年度中に策定を完了します。

「4. 継続性の確保」

*外部の理事や評議員に対しての研修機会の提供（4-1-1-⑭）

現在、常勤の理事および評議員、監事へは、文部科学省や厚生労働省、日本私立医科大学協会等の各種団体が主催する研修機会を紹介・提供しています。2023年度からは、全ての理事・評議員・監事に対し、本学で開催しているセミナー等の案内を行い、研修機会として提供します。

*情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況の検証（4-2-2-⑥）

情報センター規程等に基づいてセキュリティ対応を行っています。具体的には、脆弱性・ウィルス感染・不正アクセス等への対策は、ウィルス対策ソフト・ファイアウォールの利用等で対応するとともに、運用状況の検証を行っています。ランサムウェア対策としてのバックアップ方式の強化及びEDR導入、攻撃型メール訓練の実施については、主要なサーバを対象に2023年度中の完了予定で進めています。また、法人全体のセキュリティポリシーの策定等については、既存の情報関連規程を集約し、2022年度に基本方針・規程を策定し、2023年度にその運用状況を検証します。

以上の点検結果の通り、2021年度から役員の人材育成・登用、社会・地域貢献に係る全学的な取り組み、IT活用による業務の効率化や情報共有の高度化に関する項目が改善し、ガバナンス体制は概ね整っているものと評価していますが、監事監査マニュアル・監事監査チェックリストの作成、ITセキュリティの高度化、外部の理事・評議員に対する研修機会の提供など、さらなる改善が必要である点が確認されました。

今回の点検結果を踏まえて、基本原則である自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性確保の観点から、目標期限を定め、ガバナンスの改善、強化の達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況一覧

【実施状況】○：実施している又はおおむね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない

基本原則	遵守原則	重点事項	実施項目	実施状況 2022	実施状況 2021		
1.自律性の確保 私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-1 学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。	1-1-1 事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	①	○	○		
			②	○	○		
			③	○	○		
			④	○	△		
			⑤	○	○		
			⑥	○	○		
			⑦	○	○		
			⑧	○	○		
			⑨	○	○		
			⑩	○	○		
			⑪	○	○		
			⑫	○	○		
			⑬	○	○		
2.公共性の確保 わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1 建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	2-1-1 法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	①	○	○		
			②	○	○		
			③	○	○		
			④	○	○		
			⑤	○	○		
			⑥	○	○		
			⑦	○	○		
			⑧	○	○		
	2-2 社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	2-2-1 市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	①	○	○		
			②	○	○		
			③	○	○		
			④	○	○		
			⑤	○	△		
			⑥	○	○		
3.信頼性・透明性の確保 私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-1 社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	3-1-1 ガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。	①	○	○		
			②	△	△		
			③	○	○		
			④	○	○		
			⑤	○	○		
			⑥	○	○		
			⑦	○	○		
			⑧	○	○		
			⑨	○	○		
			⑩	○	○		
			3-2 社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	3-2-1 ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。	①	○	○
					②	○	○
	③	○			○		
	④	○			○		
	⑤	○			○		
	⑥	○			○		
	⑦	○			○		
	⑧	○			○		
	⑨	○			○		
	⑩	○			○		
	3-2	3-2-1	⑪	○	○		
			⑫	○	○		

基本原則	遵守原則		重点事項	実施項目	実施状況 2022	実施状況 2021
	3-3	自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3-3-1 広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。	①	○	○
				②	○	○
				③	○	○
				④	○	○
				⑤	○	○
				⑥	○	○
				⑦	○	○
			3-3-2 情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	①	○	○
				②	○	○
				③	○	○
				④	○	○
				⑤	○	○
				⑥	○	○
				⑦	○	○
4.継続性の確保 建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。	4-1	私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。	4-1-1 大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。	①	○	○
				②	○	○
				③	○	○
				④	○	○
				⑤	○	○
				⑥	○	○
				⑦	○	△
				⑧	○	△
				⑨	○	○
				⑩	○	○
				⑪	○	○
				⑫	○	○
				⑬	○	○
				⑭	△	△
	4-2	私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。	4-2-1 私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	①	○	○
				②	○	○
				③	○	○
				④	○	○
		4-2-2 幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。	⑤	○	○	
			⑥	○	○	
			⑦	○	○	
			⑧	○	○	
			⑨	○	○	
			⑩	△	△	